

転籍(本籍の変更)をお考えの方へ

「本籍地は住所と同じにすべき」「本籍地に誰もいなくなったので移すべき」とお考えの方がいらっしゃるようですが、『転籍』には、以下のような便利な点、不便な点(代表的な例)が考えられますので、十分ご検討の上でお届けください。(同じ市内の転籍については、この限りではありません)

便利な点

住所地と本籍地が同じであれば、パスポートの申請等に使用する戸籍謄本等が住所地の市区町村で取得できます。

不便な点

- ① 相続手続きで、被相続人(死亡した人)の出生から死亡までの戸籍が必要になった場合、その戸籍を取得するには、転籍前の戸籍が全て必要です。戸籍は本籍地(本籍のある市区町村)でのみ交付されますので、何度も転籍をしていると、以前の本籍地の各市区町村へ戸籍請求をすることになります。
- ② 戸籍の「附票」は住所の履歴の証明ですが、転籍した時点から編製されるため、転籍前の住所は記載されません。また、転籍後5年を経過すると転籍前の戸籍の附票は廃棄され証明できなくなります。
- ③ 転籍時にすでに除籍になっている方は転籍後の新戸籍には記載されません。
(ただし、筆頭者が除籍の場合、筆頭者として名のみ記載されます)
- ④ 多摩市の場合、転籍後3か月間、土曜日・日曜日は「身分証明書」の交付ができません。
(ただし、平日の窓口請求の場合は発行可能です)
- ⑤ 多摩市の場合、全部事項証明書(戸籍謄本)等が交付できるまでに、7日前後(土日を含めず)を要します。この期間内に全部事項証明書(戸籍謄本)等が必要な方は、あらかじめ市民課戸籍担当までご連絡くださるようお願いします。

(問合せ先) 多摩市役所 市民経済部市民課 戸籍担当

平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで TEL042-375-8111(代)内線2346
042-338-6898(直通)